

## 第2章

# 撤退・合併解消の税務問題

### 【中国における税務リスクへの対応】

#### Q1 清算手続における税務上の留意点

☞ 企業税務登記抹消手続の更なる最適化に関する通知（2018年税総発149号）

**Q** 衣料品製造業を営む弊社は、10年前に日本からの製品輸出を担う輸入販売独資子会社を中国に設立し、運営してまいりました。昨年には近隣の市に衣料品製造独資子会社を設立し、中国市場への供給を開始しました。その結果、当初の輸入販売子会社は不要となったため、解散・清算することになりました。

弊社は中国事業を継続拡大する予定ですが、当該輸入販売子会社所在地への投資は撤退となります。地域主義の中国における投資撤退に際しては税務対応（承認取得）が難関と聞いていますが、何が困難なのでしょうか。また、税務の清算手続はいかなるもののでしょうか。ご教示ください。

#### A

会社の清算に際しましては、工商登記抹消の前に税務登記の抹消を完了する必要がありますので、税務登記を抹消できないと会社の清算手続自体に支障（遅延）が生じることになります。したがって、税務登記抹消完了が重要となります。

また、清算時には最後の税務調査として厳格な調査が実施されるといわ

れています。そのため、税務対応（承認取得）が清算において難関といわれています。

なお、一定の条件を充足する税務優良企業に対しては誓約による抹消登記の早期化（税金清算証明免除）が図られていますが、外資企業への適用に関しましては、留意が必要と思われます。

## 解 説

### 1 税務登記抹消の重要性

許認可主義（一部緩和）の中国におきましては、会社の設立と清算では、以下のように税務登記と工商登記の順序が逆転します。すなわち、清算においては、工商登記抹消の前提として税務登記の抹消が要求され、税務登記を抹消できないと法的には会社の清算手続が遅延することになります。なお、2016年10月の届出制移行に伴い、一部規制業種を除き、商務部門の批准は不要とされています。

会社設立手順：商務部門設立批准・届出⇒工商行政管理局登記⇒税務登記およびその他登記

会社清算手順：商務部門清算批准・届出⇒税務登記抹消⇒工商行政管理局登記抹消⇒その他登記抹消

### 2 厳格な税務調査

税務当局としても清算結了（消滅）後の会社からの徴税は不可能ですので、清算時には最後の税務調査として厳格な調査が実施されるといわれています。

### 3 清算手続の税務規定

2009年財税60号において、以下の清算に関する税務取扱いが規定されています。

#### (1) 清算対象となる企業

- ① 「会社法」「企業破産法」等の規定により清算を行う必要のある企業
- ② 企業再編において清算処理を行う必要のある企業

## 第9章

# SAT 編集事例（企業再編、PE、他） を参考にした税務問題

（注）以下の設例は、SAT（State Administration of Taxation；中国国家税務総局）による編集事例（「非居民企業 税収管理案例集」国家税務総局国際税務司編著、2012年11月発刊）を参考に作成しています。

Q1

### グローバル再編における持分譲渡取引の課税繰延処理

- ☞ 企業再編取引の企業所得税の処理に係る若干の問題に関する通達（2009年財税59号）
- ☞ 非居住者企業の持分譲渡に係る特殊税務処理適用の関連問題に関する公告（2013年国家税務総局公告72号）
- ☞ 企業再編促進に係る企業所得税関連処理問題に関する通達（2014年財税109号）
- ☞ 企業再編取引に係る企業所得税徴収管理の若干問題に関する公告（2015年国家税務総局公告48号）

### Q 1 グローバル再編を伴う中国企業再編

家電製品部品の製造業を営む弊社は、2008年のリーマンショックを乗り切り、将来に向けて地域統括会社への大幅な権限委譲による全世界規模における効率的事業運営を目指して、グローバルな組織再編を実施することとし、シンガポール統括会社の下に東南アジア子会社5社を集約し、また、イギリス統括会社の下にヨーロッパ子会社11社を集約しました。今回、中国に100%出資にて設立した中国統括会社（投資性公司）に中国子会社4社（すべて利益剰余金計上）を集約すべく、弊社が直接所有する持分を現物出資することとしました。中国の企業再編税制についてご教示ください。

## 2 中国子会社の状況

中国子会社 4 社の現在の内訳は以下の通りです。

製造子会社 A（弊社持分 90%、統括持分 10%）

製造子会社 B（弊社持分 85%、統括持分 15%）

システム開発会社 C（弊社持分 80%、統括持分 20%）

輸入販売子会社 D（弊社持分 75%、統括持分 25%）

なお、リーマンショックの影響が甚大であった製造子会社 E は、既に清算を結了しており、これに伴い、弊社および中国統括会社は大きな損失を計上しています（中国統括は資本欠損状態）。

## 3 持分の簿価移転による中国企業再編

弊社は中国における企業再編（持分現物出資）について、中国の企業再編税制における特殊税務処理（簿価移転による課税の繰延べ）を適用すべく下記関係書類を所管税務局に提出しました。

なお、税務当局は企業による再編の特殊税務処理届出申請を受理した後、下記の資料を重点的に審査しました。

- ① 企業再編の特殊税務処理の届出申請書
- ② 再編の特殊税務処理の合理的商業目的の説明
- ③ 持分買取状況説明および持分譲渡価格、原価状況サマリー表
- ④ 商務局の中国統括（投資性公司）増資に対する認可
- ⑤ 商務局による増資認可の増資金額に関する説明資料
- ⑥ 承諾書：12 か月の間に国内企業 4 社の実質経営活動を変更しないこと
- ⑦ 承諾書：12 か月の間に元の主要株主が取得した持分を譲渡しないこと
- ⑧ 国内企業 4 社の持分譲渡関係資料（持分譲渡契約、持分変更認可、変更後の営業許可証、持分譲渡資産評価報告書、譲渡持分の課税計算ベースの審査報告）
- ⑨ 中国統括（投資性公司）が取得した長期持分投資の記帳証憑
- ⑩ 当企業グループの中国における企業再編の背景および再編目的

## 第 12 章

# 反外国制裁に関する問題

### Q1 中国反外国制裁関連制度の概要

- ☞ 中華人民共和国反外国制裁法 1 条
- ☞ 信頼できないエンティティ・リスト規定 1 条
- ☞ 外国法律・措置の不当な域外適用の遮断弁法 1 条

**Q** 弊社は中国に現地子会社を持っています。米国の前政権時に激化した米中貿易摩擦を背景に、米国等からは多くの中国企業に対して制裁を加えている一方で、中国も対抗措置として「反外国制裁法」等の法令を次々と打ち出していると聞いています。そもそも、「反外国制裁」とは、どのような制度なのでしょう。ご教えてください。

**A**

中国の反外国制裁関連制度とは、米国等が中国に対して発動した貿易規制（特定中国対象組織・個人への特定物の輸出規制。例：米国「エンティティ・リスト」に掲載された中国 HUAWEI 社に対する高性能半導体等の輸出規制）や、制裁措置（特定中国対象組織・個人との取引の全面規制。例：米国「SDN リスト」に掲載された香港・林鄭月娥行政長官。便宜上、以下、輸出規制と制裁措置を併せて「制裁」という）に対抗するために、2020 年以降急遽整備されている関連法令の集合体を指します。現時点では主に、「中華人民共和国反外国制裁法」、「信頼できないエンティティ・リスト規定」および「外国法律・措置の不当な域外適用の遮断弁法」という 3 つの法令から構成されていますが、今後の米中関係により、さらに多

くの法令と施行細則により補完されることも十分にあり得ますので、本件は歴史が浅いとはいえ、かなり流動的な分野になると予想されます。

同制度は中国法の一部ですので、中国の現地子会社は無論同制度を遵守する必要がありますし、貴社のような中国に子会社を持つ日本企業本社にとっても、決して無関係ではないものと思われます。

## 解説

名称が「反・外国制裁」となっている通り、同制度の基本的な考え方は、中国の主権堅持、国家安全保障および経済成長権の保護の観点から、外国から不当な貿易規制や制裁措置を受けた場合、もしくは中国企業が外国から重大な差別・取引中止を受けた場合において、中国の対抗措置として、中国政府が中国国内における外国制裁の遵守を禁止し、さらに、外国の特定主体に対する報復制裁を発動するということです。中国のこうした対抗措置に違反する場合には、取引先企業からの損害賠償請求、当局からの行政処罰、さらには中国制裁リストへの追加等の罰則が設けられており、これにより外国制裁に対抗するとともに、外国制裁の効果の消滅が図られています。

なお、一部特殊な場合において、中国政府は外国制裁を待たずに、積極的に外国企業等に対して制裁を加えることもあります。なお、詳細は後述します。

### 中華人民共和国反外国制裁法（中華人民共和国主席令 90 号）

**第 1 条** 国家の主権、安全、発展の利益を維持し、中国の国民、組織の合法利益を保護するため、憲法に基づき、本法を制定する。

### 信頼できないエンティティ・リスト規定（商務部令 2020 年 4 号）

**第 1 条** 国家の主権、安全及び発展利益を維持し、公平・自由な国際経済貿易秩序を維持し、中国の企業、その他の組織又は個人の合法的な権利を守るために、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国国家安全法」等の関連法